

令和2年7月13日

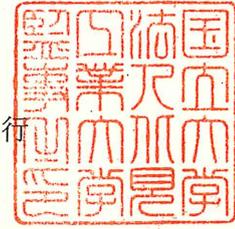
国立大学法人北見工業大学

学 長 鈴木 聡一郎 殿

国立大学法人北見工業大学

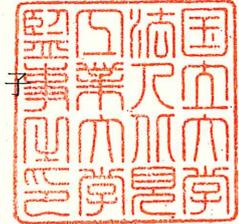
監 事

佐 藤 正 行



監 事

谷 口 雅 子



令和元年度監事監査結果報告書の提出について

標記のことについて、国立大学法人法第11条第6項及び国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、国立大学法人北見工業大学の令和元年度における業務及び会計を監査し、国立大学法人北見工業大学監事監査規程第8条第1項に従い、「令和元年度監事監査結果報告書」を作成しましたので、ここに提出します。

令和元年度監事監査結果報告書

監事は、国立大学法人法第 11 条第 6 項及び国立大学法人法第 35 条において準用する独立行政法人通則法第 38 条第 2 項の規定に基づき、平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの令和元事業年度における国立大学法人北見工業大学（以下「本学」という。）の業務及び会計を監査しましたので、その結果につき以下のとおり報告します。

1. 監査の方法の概要

- (1) 監査は、「本学監事監査規程（平成 16 年北工大達第 131 号・平成 27 年改正）」及び「本学監事監査実施要項（平成 16 年北工大達第 132 号）」に準拠し、「令和元年度監事監査計画書」に従い、本学に属する全ての部門を監査対象とし実施しました。
- (2) 監査は、当初予定していた実地監査の実施に際し、各部門等から提出された関係資料等に基づき書面監査を実施しました。また、令和 2 年 6 月 10 日に予定されていた、法人の長である学長、理事、副学長、各課の長等を一堂に会した「令和元事業年度実施事業等に係る監事定期監査」及び「四者協議会」において提出される監事監査関係資料等に基づき業務執行状況及び財産の状況等につき書面監査を実施しました。
- (3) 監査の重点事項としては、本学にとって令和元年度は、本学の第 3 期中期計画の目標達成に向けての折返しにあたる重要な年度であったと認識し、本学の内部統制システムの整備及び運用に関する状況を点検するとともに、今後の第 3 期中期目標・中期計画期間において取り組むべき課題にも留意しつつ監査を実施しました。
- (4) 業務監査については、月次及び必要に際し実施する実地監査及び書面監査のほか、学長選考会議、役員会、経営協議会、教育研究評議会など、本学の管理運営に係る重要な会議などに陪席し、必要に応じ意見を述べるほか、重要な決裁書類等関係書類については、本学の最終確認者として、閲覧を行いました。
- (5) 会計監査については、会計検査院への提出が義務付けられる月次の計算証明に関する指定を受けた関係書類の監査を実施するとともに、「国立大学法人会計基準」及び「同注解」に準拠した会計処理状況と予算執行状況並びにこれらに係る決算書、財務諸表等につき監査を行いました。なお、これら会計監査については、監事による監査とともに、本学の会計監査人による会計監査について、それぞれの独立性を担保しつつも、監事は当該会計監査人と緊密な連携を保ち、相互に情報交換を行い、会計監査人が行った監査の方法と結果について詳細な報告及び説明を受けることとし、その監査が適正に行われているかについて検討を加えました。そのうえで、当該会計監査人の監査結果の相当性を監事自らの責任で判断したうえで、会計監査人の監査結果も利活用し、監事としての意見を述べることにしました。

- (6) 法人の長である学長及び理事からその職務の執行状況を直接聴取し、職務遂行の違法性、適合性、妥当性につき検討しました。

2. 監査意見

監事は、国立大学法人北見工業大学にとって、第3期中期目標・中期計画期間（平成28～令和3年度）の4年目に当る令和元年度に、本学の全ての役職員が、様々な教育、研究、社会・地域貢献活動等の充実に向けて不断の努力を傾注したことを認めるものがあります。一方、国立大学法人の在り方が、社会の厳しい耳目を集めている今日、第3期中期目標・中期計画期間での国立大学法人を取り巻く四囲の環境変化を踏まえつつ、監事監査を通して本学が当該年度に鋭意対応された取組等に鑑みて若干の監査意見を記します。

本学は、鈴木学長のリーダーシップの下、令和元年5月に「地域と歩む防災研究センター」を設置し、従前の研究推進センターと併せ持ち、夫々の研究推進センターで、各研究者の「個」としての研究成果をも踏まえ、より学際的な成果を希求し、研究アウトカムを充実することにより、更なる北見工業大学のブランディング化を図る骨格を構築したことが認められる。

これら研究推進センターの機能強化が図られることで、本学の研究成果の江湖への還元を引き続き大いに期待したい。

本学は、「大学入試センター試験」に代わる2021年度から始まる「大学入学共通テスト」の利活用に係る情報発信を、従前より本学のホームページを始めとした各種媒体で行っていたが、文部科学省による「英語民間試験の活用の延期」及び「国語・数学への記述式問題導入の見送り」等の方針転換に伴い、公表情報の即時更新・訂正を行い、受験生及び高等学校等に対して混乱を生じさせることのないよう、適時・適切な肌理の細かい対応の図られたことが確認される。

また、本学は2021年度入試から『総合型選抜』入試に「コース確定枠」、「冬季スポーツ枠」及び「第1次産業枠」を新設する等、本学の新たな教育研究システムとも密接に連携が可能な人材育成を実施するための体制整備の図られたことが認められる。

平成30年5月に合意された、所謂「三大学経営統合」については、度重なる経営改革推進会議等を経て、令和2年3月に「三大学経営統合に係る検討の中間まとめ」が公表されたことが認められる。

新たな年度には、この骨格をより具体化していく作業が佳境を迎えると仄聞される。国立大学改革の一つのモデルとして、地域を始め各方面からの期待も頗る大きい。引き続

き本学が次章に向けて十全の備えを怠ることなく、鈴木学長のリーダーシップの下、全ての役職員の皆様が渾然一体となって、様々な取組に不断の努力を傾注されることを期待して止まない。

新型コロナウイルス感染症拡大により、市民生活への計り知れない影響がもたらされている。同感染症によって亡くなられた方々に深く哀悼の意を表したい。また、医療関係者を始め、感染症拡大防止に日々ご尽力されている全ての皆様に深く敬意を表したい。

本学は「新型コロナウイルス感染症対策会議」を設置し、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う政府の基本方針、その後の国の度重なる要請や、令和2年2月28日の北海道知事による緊急事態宣言の発令も踏まえ、当面の本学の主催する学会、会議、催し等の中止・延期を決定し、急遽、この後の年度末までの学位記授与式を始めとする式典等の中止、及び経営協議会を始めとする主要な会議の書面審議等への変更等を行ったことが確認される。日本におけるこの時点での同感染症クラスター発生等を充分勘案し、学生を始めとする本学のステークホルダーへの同感染症拡大防止策を危機管理上の観点から徹底するため、適時、適切な対応の図られたことが認められる。

今後、新入生及び在学生の修学に係る様々な学生支援が必要となることも想定される。大学を始め、地域、国とも緊密な連携を図ることにより、学生の修学に困難をきたすことがないように、様々な施策が練られることを心から願って止まない。

3. 監査の結果

- (1) 令和元事業年度における本学の業務については、その設置目的に沿い、法令、規程、その他の定め及び予算に従って、適正に運営されているものと認められます。
- (2) 第3期中期目標・中期計画を達成するためのリスクを適切に識別・評価した年度計画に基づき、令和元事業年度に講じられるべき必要な措置については、日常的モニタリングが業務に適切に組み込まれ対応の図られていることが確認されます。
- (3) 内部統制システムの体制整備及び運用状況については、適切に図られているものと認められます。
- (4) ①会計経理に関しては、監事が実施する監査とともに、会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人から会計監査に関する詳細な報告及び説明を受け、改めて、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類（案）、国立大学法人等業務実施コスト計算書及び附属明細書。以下「財務諸表」という。）、事業報告書、決算報告書につき検討を加えた結果、会計監査人の行った監査の方法及びその結果は相当と認めます。
②財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）は、国立大学法人会計基準及

び同注解に準拠して作成されており、本学の令和2年3月31日現在の財務状態並びに令和元事業年度の運営状況、キャッシュ・フロー状況及び業務実施コスト状況を適正に表示しているものと認めます。

③利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認めます。

④事業報告書は、本学の令和元事業年度の事業実施状況を正しく表示しているものと認めます。

⑤決算報告書は、本学の予算区分に従って令和元事業年度の決算の状況を正しく表示しているものと認めます。

(5) 入札及び契約における競争性の導入状況については、規程等の定めに基づき、契約内容等の妥当性につき監査を実施しました。令和元事業年度は、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、競争性の確保に鋭意努めたことが認められますが、引き続き、随意契約の妥当性、競争性の確保については、継続的に検証を図ることが肝要と考えます。

(6) 給与水準に関しては、令和元事業年度の対国家公務員（行政職（一））の給与水準との比較指標並びに対他の国立大学法人等との比較指標に照らして、概ね妥当な給与水準であることが認められます。

(7) 法人の長である学長及び理事の統制環境に対する認識は適切と認められ、職務遂行に関しては、法令もしくは規程に違反する事実はなく、不当な職務遂行は認められません。

令和2年7月13日

国立大学法人北見工業大学

監事

佐藤正行 

監事

谷口雅子 